

第3回 三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会

平成16年10月13日
午後1時30分開議
市川大門町民会館2階 講堂

第 1 開会

第 2 会長あいさつ

第 3 議事

(1) 報告事項

報告第17号 住民説明会の実施結果について

報告第18号 電算システム統合調査設計委託契約について

(2) 協議事項

協議第19号 新町の名称について(継続協議)

協議第21号 新町の事務所の位置について

「総務企画小委員会関係」

協議第22号 財産及び債務の取扱いについて

協議第23号 各種団体への補助金の取扱いについて

協議第24号 使用料及び手数料の取扱いについて

協議第25号 地方税の取扱いについて

協議第26号 その他の税事業の取扱いについて

「民生教育小委員会関係」

協議第27号 国民健康保険の取扱いについて

協議第28号 窓口業務の取扱いについて

協議第29号 学校教育の取扱いについて

協議第30号 給食業務の取扱いについて

協議第31号 社会教育の取扱いについて

協議第32号 公民館の取扱いについて

協議第33号 文化財及び芸術の取扱いについて

協議第34号 社会体育の取扱いについて

「建設産業小委員会関係」

協議第35号 財産区及び財産管理会の取扱いについて

協議第36号 農林土木事業の取扱いについて

協議第37号 農林業振興事業の取扱いについて

協議第38号 商工観光事業の取扱いについて

協議第39号 温泉施設の取扱いについて

協議第40号 公営住宅の取扱いについて

協議第41号 上水道事業の取扱いについて

協議第42号 下水道事業の取扱いについて

第 4 その他

第 5 閉会

開会 午後 1時35分

○司会（原川事務局長）

皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から第3回三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会を始めさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、市川大門町の久保町長からごあいさつを申し上げます。

○久保市川大門町長

皆様こんにちは。

公私ご多用の中、大変ご苦勞様でございます。

また、県の振興局からは、小泉部長様はじめ関係者の皆様、ご多用の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

台風22号が各地に大きな被害をもたらしたわけでございますが、10月9日から市川大門町でも、ちょっと大きな被害が出まして、山保の藤田では倉庫が全壊、それから下大島居の池尻では、住宅が半壊というふうに報道ではありますが、ほぼ全壊でございまして、よくそこに住んでいた3人が助かったなと思うくらいの状況でございまして、一時災害対策本部を設置しまして、15世帯53名を一時避難指示勧告をさせていただいたところでございますが、昨日までに1世帯を除いて、勧告を解除させていただきましたが、まだ被害の状況を改善するには至らなくて、1世帯だけ公民館で生活をしていただいている状況でございます。今、町としては町営住宅を大至急で中を改装して、そこに住んでいただくような準備をしているところでございます。

3町の協議におきましては、3つの小委員会と5つの専門部会と、それから幹事会と、委員の皆様はじめ職員の皆様には、本当に精力的に取り組んでいただいて、今日に至っているわけでございます。改めて、感謝を申し上げるところでございます。

それでは、第3回三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会を開会いたします。

よろしくお願い申し上げます。

○司会（原川事務局長）

次に、会長であります、三珠町の水上町長より、ごあいさつを申し上げます。

○水上三珠町長

皆さん、こんにちは。

大変、お忙しいところ、全委員さんにお集まりをいただきまして、第3回の協議会ができますことを、心から御礼申し上げます。

10月半ば、本来なら秋本番という季節にも関わらず、毎日うっとおしいような天気が続いております。台風一過というような天候ではございませんで、地球温暖化のせいでしょうか、心配される陽気が続いております。

各小委員会に分かれまして、事務局サイドでたたき上げてきました、いろいろなことを今日は皆さんにご審議をいただくわけですが、本当に山場の山場の会議になろうかなと思います。協議の時間も相当、長引くかと思いますが、ぜひ和やかな雰囲気の中で、相手の立場を考えながら、有意義な会議になりますよう、心からお願い申し上げます、簡単ですが、ごあいさつにいたします。

よろしくお願いいたします。

○司会（原川事務局長）

続きまして、公務ご多忙の中、ご臨席をいただいております、ご来賓の方々をご紹介させていただきます。

山梨県峡南地域振興局企画振興部長 小泉実様、山梨県総務部主幹 高橋哲朗様、峡南地域振興局企画振興部主査 田中尚典様、山梨県総務部市町村課主事 小林咲子様、以上でございます。

ここで、大変申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いいたします。

資料につきましては、民生教育小委員会の29ページをお開きいただきたいと思います。

協議項目24-27 公民館の取扱いでございます。

三珠町の欄でございますが、公民館設置の真ん中の欄でございます。構造面積でございますが、ここに鉄筋コンクリート3階建て125平方メートルとございますが、1,250平方メートルの誤りでございます。誤植がありまして、大変、申し訳ございませんが、ご訂正をお願いいたします。

それでは早速、会議に入りますが、本日の協議会には、委員全員の出席をいただいております。

規約第10条の規定に基づきまして、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、会議の議長には同条第2項の規定によりまして、会長が務めることとなっておりますので、水上会長をお願いしたいと思います。

水上会長、よろしくお願いいたします。

○議長（水上三珠町長）

それでは会議に入ります。

しばらくの間、議長を務めさせていただきますが、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

次第3の議事に入りますが、まず始めに報告事項であります。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（菊島次長）

事務局の菊島でございます。よろしくお願いいたします。

報告事項第17号 住民説明会の実施結果についてを、ご報告させていただきます。

資料の1ページをご覧くださいと思います。

住民説明会の実施につきましては、前回の第2回協議会におきまして確認されました。3町と協議会との共催で3町の14会場で開催したところでございます。9月13日の六郷町落居地区を皮切りに9月30日まで、すべて夜間の開催となったわけですが、各町の町長以下3役、議会から議長、合併特別委員長など、多くの方々の出席をいただく中で、町民の皆様には説明をすることができました。また質疑の中では、貴重なご意見も頂戴いたしております。

説明の内容といたしましては、新しい町の将来構想を中心にして、協議会の進捗状況、それからこれまでの協議内容などにつきまして、事務局職員から詳細に説明をさせていただきました。

まず、1の参加状況でございますが、三珠町では3カ所で129人の参加をいただきました。市川大門町では6カ所で249人、六郷町では5カ所で222人のご参加をいただきました。合計でちょうど600人という、ご参加をいただいたことになりました。

表の右側につきましては、世帯数と出席率を参考までに入れてございますが、世帯数につきましては、10月1日現在の世帯数であります。これをもとに、各世帯1名の参加とした場合の出席率を、そこに算出してあります。市川大門町が6.9%と、少し少なめではございますが、六郷町におきましては16.3%という出席率となっております。3町合わせて、約1割の出席という結果となりました。この出席率を、どう分析するか難しいところですが、14カ所の会場の雰囲気といたしましては、この合併の枠組みに関しましては、受け入れられているという

感を強く受けました。

説明会でのご質問やご意見は、合併後の住民負担や住民サービスに関することや、ＪＲ身延線に関する要望、それからまちづくりや子育てなどの項目に、ウエートが置かれていたように感じるところでございます。

その下の２の会場別参加状況は、９月１３日から９月３０日までの、各会場ごとの参加者をお示しいたしました。

まくっていただきまして、２ページから５ページまでは、説明会におきまして、町民の皆さんからのご質問やご意見を区分ごと、内容ごとに整理してまとめたものでございます。新町将来構想の全体に関するものが２２件、それから構想の３本の柱でありますところの、学ぶまち４件、暮らしやすいまち１３件、楽しむまち８件、新町の名称に関するものが７件、それから町議会議員の特例に関するもの７件、協定項目に関するものが１７件という結果となっております。

以上、住民説明会の実施結果につきましての説明とさせていただきます。

○議長（水上三珠町長）

この件につきまして、ご意見・質疑等ございましたらお願いします。

（ な し ）

ないようですので、続きまして報告第１８号の電算システム統合調査設計委託契約について報告をお願いします。

事務局で説明をお願いします。

○事務局（菊島次長）

資料の６ページをお願いいたします。

報告第１８号 電算システム統合調査設計委託契約につきまして、ご報告をいたします。

業務の目的といたしましては、資料にございますように、今後、合併に向けて必要となります情報システム、これの統合という事業がございます。３町のシステムにおける現状調査、それから分析を行いまして、統合に向けての基本計画の作成、実施計画の作成を行いまして、合併時に混乱のないようなシステムの統合を図るという目的でございます。

業者につきましては、見積り合わせを行いまして、財団法人ＡＶＣＣ（高度映像情報センター）と契約をいたしました。契約金額につきましては、税込み５００万円でございます。

それから７ページは、業務スケジュールを添付してございますので、参考にさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（水上三珠町長）

この件につきまして、質疑・ご意見などありましたら、承りたいと思いますが、どなたかございませんか。

（ な し ）

ないようですから、次へ進ませていただきたいと思います。

協議事項へ入ります。

次第２の協議第１９号 新町の名称についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（有泉局員）

事務局の有泉と申します。よろしくお願いします。

新町の名称について、説明させていただきます。

協議第19号 協定項目3の新町の名称についてであります。

資料につきましては8ページをご覧ください。新町名称候補選定小委員会委員名簿でございます。小委員会の設置につきましては、前回の第2回協議会において承認をいただいております。これを受けまして、10月7日の調整会議において、協議がなされましたので、報告をいたします。

委員については、3町より推薦をいただき、後ほどご説明いたします、小委員会設置要領の第3条によりまして、1号委員、3号委員および5号委員を、各町より1名ずつ計3名、3町で合計9名が委員として選任されております。

続きまして、9ページをご覧ください。新町名称候補選定小委員会設置要領でございます。小委員会規定に準じて作成しております。第2条が所掌事項であります。小委員会は、協議会の求めに応じて、合併後の新町の名称候補に関し必要な調査・検討を行い、新町の名称候補を選定するとなっております。第3条については、組織について書いてございます。

11ページから13ページは、資料といたしまして前回、提案をいたしました、新町名称募集要項の案、調整方針の案を添付してございます。なお、募集要項の案につきましては、選定方法をさらに確認する意味から、その他の欄に2行ほど案分を加筆してあります。

以上で説明を終わります。

○議長（水上三珠町長）

この件につきまして、質疑・ご意見などありましたら、発言をお願いします。

はい、どうぞ。

○三珠町委員（八木勝委員）

三珠町の八木でございます。

新町の名称については、旧町名の2文字を使用しないということで、一般公募をお願いしたいと思います。

新町の名前については、旧三珠町・市川大門町・六郷町とありますが、2文字を使わず1文字でということで、町民に公募しながらお願いしたいと、こういうことでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（水上三珠町長）

今、三珠の八木さんから意見がありまして、旧町名は使わないけれども、2字の名前についても使わないようにと、こういうことですね。

これに対して、どなたか。

樋川さん。

○六郷町委員（樋川良水委員）

新町の名称募集要項の名称募集基準の中で、現在の町名である三珠町、市川大門町、六郷町は使わないという前回も、そういうような確認もされたし、提案されておりますが、この中で例えば、三珠町では三とか珠とか、六郷町では六とか郷とか、そういうものは使ってもよろしいと、そういうことで理解をしてよろしいですか。

○三珠町委員（八木勝委員）

具体的に言いますと、たいがい、皆さん感じていると思いますけれども、市川町とか、三珠町とか、六郷町とかという言葉を使わないということで、2文字を使わないと、そういう解釈をしていただきたいと思います。

だから、三珠と六郷と市川の1文字を使って、前後してもいいです、三珠の珠を使ってもいい

し、六郷の郷を使ってもいいし、市川の市でもいいし、大門の大を使っても良いしと、そういう解釈をしていただければよろしいかと思います。

○議長（水上三珠町長）

ご提案ですが、どなたかほかに。

はい、青沼さん。

○市川大門町委員（青沼茂樹委員）

市川大門の青沼でございます。

新町の名称については、今、お話が出されているのですが、実は前回の2回目のときに、この調整方針でありますとか、説明を受けました。その折に、これに追加をして事務局のほうから、もうちょっと具体的に、この考え方の説明がございました。例えば、ここに書いてあるとおり、現在の名称は使わない、ただ部分的な文字は使ってもいいということで、いきましょうと。

あと、募集の内容についても、いくつか説明がございまして、一応、私はそれで確認ができたというふうに理解をしておったのでありますが、今日また1文字というふうなお話が出れば、ちょっと前の形と多少ずれる部分が出てくるのかなと思っているんです。

特に、ここの部分については、ほかの協議項目と、当然どれもこれもみんな重要なんですが、一般の方々にも大変、興味のあるといいますが、失礼な言い方なんですが、どうなるのかなと、皆さん心配されているところだと思うんです。それで、今日こういう話が出れば、この会議の席上で結論を急ぐということよりか、むしろせっかく前回のときには、協議会の組織づくり、組織がこういう組織でいくんだというふうに組織図も提案されておまして、承認もされているわけですので、事務局のほうで今後の合併に向けてのスケジュール等を勘案しながら、できれば時間を取っていただいて、この場で結論付ける前に、もう1度、事前の協議とかそういった場をつくっていただいて、もう少し調整をしていただいて、次回の協議会にでも、もう1度、提案をしていただくと、こういうふうなことを私は申し上げたいのですが、いかがでございましょうか。

○議長（水上三珠町長）

ありがとうございます。

どなたかほかにご意見ございますか。

はい、立川さん。

○市川大門町委員（立川貴委員）

市川大門町の立川でございます。

新町の名称につきましては、先ほど青沼委員のほうから出された方向でよろしいではないかと思いますが、私は応募資格の問題で若干、意見を出させていただきます。

応募資格は、ここにありますように、三珠町・市川大門町・六郷町にお住まいの方とありますので、この文言というものが、細かく言えば幼児まで含まれますので、まさか幼児が町名に対して判断能力があるとは思いませんが、応募資格に年齢の位置付けをする必要があります。これでは漠然としているので。やはり、この判断能力の面も加味しまして、中学生以上にするとか、または高校生以上にするとか、基準を明確にすべきではないかと思います。

今まで合併されてきたところの町名募集にも、やっぱりこの基準というものを設けてやられておりますので、そこを今日の協議会で会長の意見も交えて、はっきりと先送りすることなく、やっていただきたいと思います。

○議長（水上三珠町長）

この問題は、さっきの青沼さんの問題とちょっと違ってきますから、応募資格の年齢の問題については、またあとで提案いたしますが、一応、名前は旧町名を使わないというところまではいいわけですが、その中で三珠町と六郷町は2文字ですが、市川は4文字あるということで、そのへんをもう少し時間をかけて調整するという、ご提案だったと思いますが。

はい、どうぞ。

○三珠町委員（八木勝委員）

私は今回、こういう発言をさせていただいたわけですが、確か第2回目の合併協議会の中で、この問題は重要な問題ですから、第2回目のときに結論は出さずに、継続審議で各町へ持ち帰って、また議会、また町の各特別委員会があると思いますので、そのへんで協議して、第3回に望んでいきたいと、そういうふうに私は理解しているわけですので、今回そういう形で、提案をさせていただいたわけですので。

○議長（水上三珠町長）

ほかに、八木さんと青沼さんに関連した質問について、何かご意見ございましたら。

どうぞ、波多さん。

○市川大門町委員（波多博委員）

市川大門町の波多でございます。

私は基本的には、今の青沼さんの案に賛成でございます。理由は、あまりこの場で長い時間を取っていると、相当の内容がございますので、できれば小委員会も設置されたことですので、小委員会の中で協議していただいて、もう1回ここへ、もってくるという感じがよいのではないかと思います。

それから、あまり制約を設けると、せっかくいい案が出そうなものを、潰すような結果にはなるので、できればこの事務局の原案を、そのまま持ち込んでいただいて、もう1回協議していただくと、いうふうな感じがよろしいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（水上三珠町長）

年齢の問題も含めて、これを今日、この場では相当の討議内容がありますから、一応、継続審議という形で、小委員会のほうへ持ち込んで、次へ進めてもいいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、異議がないようでございますから、これは再度、継続協議とすることで、次へ進めさせていただきます。

○市川大門町委員（秋山詔樹委員）

市川大門の秋山でございます。

基本的には青沼委員と同じですけれども、議長さんに1つ確認をしておきたいと思います。

今、三珠町さんから、あのような提案が出されましたけれども、基本的にもう少し時間をかけて、小委員会あるいはいろんなところでコンセンサスを取ると、そういうことのみの決定でいいわけですね。

なぜかと言いますと、市川には市川の主張したいことがございます。けれども、今ここで言いますと、あまりにもずれがありますから、私はあえて今、言いませんけれども、この取り計らいの結論が、時間をかけてコンセンサスを得て、小委員会やいろんなところで、もう少し煮詰めるということでもいいですね。

このときに、言っておかなかったから、というようなことを言われては困りますので、確認して

おきますけれども、よろしいですね。

○議長（水上三珠町長）

はい、結構です。

いいですね、今の形で。小委員会でもって、審議するということで継続していきますということで、また再度、協議会へ出ると思いますが。

（はいの声）

大変、難しく、そしてまた大切な問題だと思しますので、若干、時間がかかりますが、小委員会のほうへ振り戻しまして、もう少しコンセンサスを得るように、努力したいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、協議第21号の新町の事務所の位置についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（丹沢局員）

事務局の丹沢といたします。よろしくお願いいたします。

新町の事務所の位置であります、15ページをお開き願いたいと思います。

まず、調整にあたってというところでありますが、1の基本的な考え方であります。地方自治法第4条第1項で、地方自治体は条例で事務所の位置を定めなければならない旨、規定されております。また、当地域の場合は、新設合併することにより、各町の事務所の位置を定めた、これまでの条例は失効いたします。事務局が規定上なくなることになりますので、新町が発足するまでに、事務所の位置を決定しておく必要がございます。

次に、事務所の位置の決定基準であります。同じく地方自治法第4条第2項で、事務所の位置を定めるにあたっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について、適当な考慮を払わなければならない。また、同じく地方自治法の第155条第1項では、条例で必要な他に支所、または出張所を設けることができる旨、規定されてございます。

次に、想定される事務所の位置の決定方法、いわゆる方式であります、考えられる方式は次の3つがございます。まず、1つ目といたしまして本庁方式、これは現在の庁舎の1つ、または新庁舎を建設し、事務所とし、その他の庁舎を支所、または出張所とするものであります。次に2つ目に、分庁方式であります、これは現在の庁舎の1つを、新町の事務所とするが、その他の庁舎を分庁舎とする等、新町の組織を分散して配置し、それぞれの庁舎に窓口部門を置くというものであります。最後に、総合支所方式であります、現在の庁舎の1つを新町の事務所とし、管理部門（総務・財務・議会等）を置き、その他の行政機構につきましては、原則として今現在の各庁舎にそのまま残すというものであります。

次に16ページをご覧くださいと思います。

ただ今、説明いたしました本庁、分庁、総合支所、この3つの方式につきまして、少し具体的に説明いたします。

まず、1の本庁方式であります、3町の組織機構を本庁に集約し、ほかの庁舎に、その地域住民に直接、関わりのある窓口業務を行う支所を置くもので、イメージといたしましては、本庁にすべての業務、A Bそれぞれの支所に窓口業務を置くものであります。メリットといたしましては、事務の効率化が図られる・新町誕生の印象が強い・住民サービスが1カ所で受けられるなどがあります。

デメリットといたしましては、地域によっては本庁が遠くなる・すべての組織機能を集約するため、大規模な改造または新庁舎を建設する必要があるため、多大な費用が必要となります。ま

た、遠地への緊急なサービスに時間を要する恐れがあるなどが挙げられます。

次に2つ目の分庁方式であります。現在の3町の庁舎に行政機能を部門ごとに配置するが、地域住民に直接、関わりのある窓口部門は、それぞれの庁舎に置くというもので、イメージといたしましては、3町の庁舎に各行政部門を振り分け、業務を分散し、住民生活に関わりのある窓口業務を、それぞれの庁舎に置くもので、基本的には本庁舎に総務・企画・議会などの管理部門をできる限り入れ、本庁舎に入りきれない部門をA Bそれぞれの分庁舎に配置するものであります。

具体例といたしまして、身延町の例をそちらのほうに載せさせていただいております。メリットといたしましては、3町が対等の扱いとなる。ただし、条例で本庁舎の住所を事務所の位置とする必要がございます。既存の庁舎を利用するため、費用が少なく済むということでありまして、デメリットといたしましては、各庁舎の窓口設置の分、費用が必要になります。特別な住民サービスが1カ所で受けられない不便がある、などが挙げられます。

次に3の総合支所方式であります。管理部門は本庁に置くが、その地域に関わりのある事務の全般を掌る、総合支所をそれぞれの庁舎に置くというもので、イメージといたしましては、管理部門の統合にとどめ、3町それぞれの行政機能をそのまま存続いたします。本庁機能として、議会・総務・企画など、管理部門のみを統合し、ほかの建設部門や福祉部門などは3つの庁舎、それぞれに置くものであり、具体例といたしまして、11月に誕生を予定しております、北杜市の例を、そちらのほうに載せさせていただいております。

参考に17ページ、18ページには現在の3町の庁舎、あるいは出張所の状況を載せさせていただいております。19ページには、県内の先進地事例といたしまして、身延町から北杜市までという形で、それぞれの方式を載せさせていただきましたが、ほとんどのところが現状は、分庁舎方式を採用しているという状況であります。

15ページにお戻り願いたいと思います。

15ページの上段、調整方針(案)といたしまして、まず1つ目といたしまして、「新町の事務所の位置は西八代都市川大門町1790番地の3(現在の市川大門町役場)とし、それぞれの役場庁舎に機能を分散する分庁方式とする。」

次に2つ目といたしまして、「分庁舎は三珠町上野2714番地の2(現在の三珠町役場)及び六郷町岩間495番地(現在の六郷町役場)とし、現在の大同出張所(市川大門町黒沢798番地)は当分の間、存続する」でございます。

以上が、新町の事務所の位置についてであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(水上三珠町長)

説明が終わりましたので、質疑・ご意見を賜りたいと思いますが、どなたか質問・ご意見ございますか。

はい、どうぞ。

○六郷町委員(樋川良水委員)

事務所の位置、この本庁につきましては、私は本庁は市川大門町の役場がよろしいだろうと思います。それから当分の間、それらを分散する分庁方式というような考え方をお持ちのようですが、これは将来は本庁の中に集合されるであろうとすれば、最初から本庁の中に、スペースがあるとすれば全部、私は取り入れて、最初からそのような形でスタートするべきであろうと、このように思っております。

以上です。

○議長（水上三珠町長）

ありがとうございます。

ほかにどなたか、ご意見ございますか。

はい、どうぞ。

○三珠町委員（八木勝委員）

三珠の八木でございます。

私は、新町の事務所の位置については、市川大門町でよろしいと思います。また、新しく20億円も30億円もかけて造るということは、町民からかなり相当な話題がくるのではないかという中、また今の市川の庁舎に、そっくり今、六郷の樋川さんが言ったように入れるということとは、ちょっとあれかなと思うので、私は分庁方式でいきたいと思います。

庁舎は市川大門町でよろしいですが、あとの業務については、分庁方式でいったほうがいいのではないかと思います。

○議長（水上三珠町長）

ありがとうございます。

ほかにどなたか、ご意見ございますか。

有泉さん。

○三珠町委員（有泉勝廣委員）

八木さんと同じ意見ですけれども、ちょっと質問で申し訳ないのですが、大同出張所の件ですが、今、何名くらいおるのか。当分の間としてありますが、今ここでは断定できないと思うんですけれども、どれくらいの期間、出張所として置く予定が、もし分かりましたらお願いします。

○議長（水上三珠町長）

事務局で説明できますか、大同の出張所について。

○事務局（原川事務局長）

それでは、お答えいたします。

現在、大同出張所には女性職員で嘱託職員が1名、それから出張所長、これは男性ですが、1名でございます。この当分の間というのは、事務局としても、明確な期間は答えられないわけですが、しばらく様子を見させていただくという、そういう当分の間ということで、ご了解いただきたいと思います。

○議長（水上三珠町長）

いいでしょうか。

○三珠町委員（有泉勝廣委員）

今、所長、それから女性1名ということですが、これは正式の職員ですか。

○事務局（原川事務局長）

先ほども申しましたが、女性職員につきましては、嘱託職員でございます。男性につきましては、正規職員でございます。

○議長（水上三珠町長）

いいでしょうか。

どうでしょうか、この問題は調整方針のとおり、新町の事務所の位置は、西八代郡市川大門町1790番地の3ということで、今の役場ということですね。

それでは質疑を終わりにして、お諮りしますが、そういう形で調整方針のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

それでは、協議第21号については、提案のとおり異議なしということで、決定させていただきます。

それでは続いて、総務企画小委員会に付託してありました、協議22号から協議26号までを一括して、委員長より報告をお願いします。

○総務企画小委員会委員長(石川章男委員長)

総務企画小委員会の委員長の石川でございます。よろしくお願いいたします。

総務企画小委員会は、去る8月31日に第1回の小委員会を開催いたしました。当小委員会で確認されました5項目の調整方針(案)につきまして報告いたします。

それでは、資料の2ページをお開きください。

協議第22号 合併協定項目第5号 財産及び債務の取扱いについてであります。

3町の主な財産および債務の状況を表に示してまとめてあります。公有財産につきましては、3ページにわたり種別ごと詳細に提示してあります。次に4ページには基金について、一般会計特別会計それぞれの平成16年度末見込み額をまとめてあります。一般会計の基金の総額におきましては、三珠町が4億9,515万5千円、市川大門町が6億8,021万8千円、六郷町が5億7,251万円です。

次に5ページをお願いいたします。

5ページには、債務について地方債の平成15年度末現在高の状況をまとめてございます。一般会計の地方債の総額におきましては、三珠町22億8,588万2千円、市川大門町53億1,782万5千円、六郷町22億4,129万3千円であります。

6ページをお願いいたします。

6ページには、債務負担行為の状況が示されております。3町それぞれ、債務負担行為を行っております。

7ページをご覧ください。3町の出資金および出捐金の状況を詳細にまとめました。3町におきましては、いくつかの団体に対して、それぞれの目的のために、出資金・出捐金および預託金として、出資している団体があります。このような3町の状況を検討し、調整を行いました。

2ページにお戻りください。

合併協定項目第5号 財産及び債務の取扱いについての調整方針(案)でございます。

(1) 公有財産はすべて新町に引き継ぐものとする。

(2) 財政調整基金については、人口(平成12年国勢調査)1人当たり1万5千円を、各町で持ち寄り、新町に引き継ぐものとする。減債基金については、地方債残高(平成15年度末)の1%分を各町で持ち寄るものとする。ただし、持ち寄りの額を確保しても、なお両基金において生じる残額は、旧町において繰上償還、もしくは減債基金に積み立て、持ち寄りの額とともに新町に引き継ぎ、地方債の残高の管理に充てるものとする。目的基金については、すべて新町に引き継ぐものとする。目的の内容により、統合・新設・廃止等の調整を行うものとする。

(3) 債務については、すべて新町に引き継ぐものとする。

(4) 出資、出捐団体については、すべて新町に引き継ぐものとする。

以上、財産及び債務の取扱いについて、意見集約された調整方針(案)でございます。

続いて、資料の11ページをお開きください。

協議第23号 合併協定項目第18号 各種団体への補助金の取扱いについてであります。

3町が行っている各種団体への補助金の状況を一覧表にまとめました。3町ともが共通している補助金、2町で共通している補助金、それと町独自の補助金を、横並びに表しています。12ページから15ページにわたります。なお、各種団体への補助金の取扱いにつきましては、基本的な調整方針は、総務・企画小委員会で扱いますが、詳細な調整については、各小委員会で協議をしていただきます。

11ページへお戻りください。

合併協定項目第18号 各種団体への補助金の取扱いについての調整方針（案）でございます。各種団体への補助金については、従来からの経緯、実績等を考慮し、次のとおり合併までに調整する。

同一、あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。

独自の補助金については、従来の実績等を尊重しつつも、全体的に均衡を保つようにする。

整理統合できる補助金等については、統廃合するよう調整する。

合併後、再度、補助金等の見直しを行うため、民間の委員を中心とした、審査委員会を設置する方向で要綱を検討する。

以上、各種団体への補助金の取扱いについて、意見集約された調整方針（案）でございます。

続いて、資料の16ページをお開きください。

協議第24号 合併協定項目第19号 使用料及び手数料の取扱いについてであります。

まず、使用料についてであります。3町の使用料の状況を一覧表にまとめました。公共物の使用料については、3町とも同じであります。

17ページをご覧ください。

町営住宅の使用料につきましては、公営住宅法により家賃の決定がされております。18ページから22ページにわたり、3町の社会教育施設等の使用料を表にして表しています。なお、これらの使用料の取扱いにつきましては、基本的な調整方針は、総務企画小委員会で取扱いしますが、詳細な調整については、各小委員会で協議をしていただきます。

次に、手数料についてであります。23ページをご覧ください。

3町の手数料条例を一覧表にしてあります。手数料を徴する事項の表現上、3町の状況が異なっております。これらの手数料の取扱いにつきましても、基本的な調整方針は、総務企画小委員会で取り扱いますが、詳細な調整については、各小委員会で協議をしていただきます。

16ページへお戻りください。

合併協定項目第19号 使用料及び手数料の取扱いについての調整方針（案）でございます。

（1）使用料については、原則的に現行どおりとする。同一または類似する施設（社会教育施設等）の使用料については、適正な負担割合により、合併までに統一する。また、減免規定についても、合併までに調整する。

（2）手数料については合併時に統一する。

以上、使用料及び手数料の取扱いについての、意見集約された調整方針（案）でございます。

続いて、資料の26ページをお開きください。

協議第25号 合併協定項目第9号 地方税の取扱いについてであります。

地方税につきましては、個人町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税・都市計画税および入湯税等がございます。個人町民税の均等割および所得割の税率、27ページの法人町民税の均等割、および法人税割税率については、3町とも地方税法に基づき、標準税率を採

用しており、問題等はありません。固定資産税の税率についても、3町とも地方税法に基づき、標準税率を採用しており、問題等はありません。

28ページをご覧ください。

軽自動車税の税率についても、3町とも地方税法に基づき、標準税率を採用しており、問題等はありません。ナンバープレートの再交付について、三珠町と市川大門町では、1件当たり200円を、六郷町においては1件当たり300円を徴しています。

29ページをご覧ください。

たばこ税についても、3町とも地方税法に基づき、標準税率を採用しております。問題等はありません。都市計画税についてであります。都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業の費用に充てる目的で、市街化区域内所在の土地・家屋について、その所有者に課せられる目的税であります。三珠町では賦課されておられません。市川大門町では、標準税率を採用し、賦課されております。六郷町におきましては、都市計画区域の指定はされていません。

30ページをご覧ください。

入湯税についてであります。三珠町におきましては、税率、入湯客1人1日について50円で課税免除が設けられております。市川大門町は該当がありません。六郷町では税率、入湯客1人1日150円で課税免除が設けられております。

26ページにお戻りください。

合併協定項目第9号 地方税の取扱いについての調整方針（案）でございます。

(1) 個人町民税の均等割および所得割の税率および納期については現行のとおりとする。

法人町民税の均等割および法人税割の税率は標準税率とする。

(2) 固定資産税の税率および納期については現行のとおりとする。

(3) 軽自動車税の税率および納期は現行のとおりとする。また、ナンバープレートの再交付については、弁償金1件当たり300円とする。

(4) たばこ税の税率および納期は現行のとおりとする。

(5) 都市計画税は目的税であるため、新町施行後において、都市計画法土地利用計画に基づいて、検討していくこととする。

(6) 入湯税の税率は標準税率150円とし、「みたまの湯」については、合併特例法の地方税に関する特例を適用し50円とする。課税免除については、六郷町の例による。

以上、地方税の取扱いについて、意見集約された調整方針（案）でございます。

資料の33ページをお開きください。

協議第26号 合併協定項目第24号-5 その他の税事業の取扱いについてであります。

まず、納期前納付に対する報奨金について、三珠町においては、町県民税と固定資産税に対して、納期前に納付した税額の100分の0.5をかけたの報奨金であります。市川大門町においては、平成15年度にすでに廃止してあります。六郷町においては、町県民税と固定資産税に対して、納期前に納付した税額の100分の0.25をかけたの報奨金であります。平成17年度に廃止する計画です。

34ページをご覧ください。

証明手数料についてであります。先ほど、使用料及び手数料については、基本的な調整は総務企画小委員会で行い、詳細については、それぞれ専門部会で調整するものとされましたように、税の証明手数料について、3町の状況を横並びの表で示してございます。

33ページにお戻りください。

合併協定項目第24号-5 その他の税事業の取扱いについての調整方針（案）でございます。

（１）納期前納付に対する報奨金は合併時に廃止する。

（２）証明手数料については、調整後の証明手数料のとおりとする。

以上が、総務企画小委員会において、意見集約された調整方針（案）でございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（水上三珠町長）

ご苦労様でした。

報告が終わりましたので、協議項目について、協議していきたいと思いますが、5項目ありますので、1項目ずつ協議してまいりたいと思います。

それでは、協議第22号 財産及び債務の取扱いについて、質疑・ご意見を承りたいと思います。

○六郷町委員（樋川良水委員）

これに入る前に、私は1つお聞きしたかったのですが、と言いますのは、小委員会で今、議を経て、これからこの本協議会での決定を見て、今度はこれが新町へ、どのような形でもって移行されるのか、手続きされるのか、そのへんを私は、ちょっと最初に聞こうと思っていましたが、委員長さんからの説明になってしまったので、ちょっと聞きたかったのですが、そのへんを最初、理解しておかないと、このときに決められども、こういうふうにしたられどもというようなことが、後になって出て、それぞれ不満が出てまいけませんので、そのへんを、皆さんはご承知であれば、私だけ知らないのであれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

○議長（水上三珠町長）

事務局で答弁をお願いします。

○事務局（菊島次長）

ただ今のご質問は、この調整方針（案）が例えばここで確認された場合、今後、新町発足まで、来年の秋に新町が発足するとして、それがどんなふうに反映されるかということだろうと思いますが、とりあえずこの場で確認されたものが、来年1月あるいは2月に合併調印という、協定書の調印の文面になります。これが、そのままなる予定でございます。

調印しますと、法的な手続きで総務大臣の告示によって、効力が発生するわけなんです、その告示をした日から、新町発足するのですが、それまでの間、半年なり何カ月かなりの、合併準備期間がございますので、ここの調整方針に表現されました合併までに統一するとか、あるいは新町になってから統一するとか、方針が出るとしますので、その間にやるもの、あるいは新町発足してからやるものという形で、合併に向けて事務が進められるというふうに考えております。

○議長（水上三珠町長）

いいでしょうか。

この22号の財産及び債務の取扱いについての質疑、ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

○六郷町委員（樋川良水委員）

16ページの、調整方針の中で、使用料については最後の項に、合併までに可能な限り統一する、減免規定についても、合併までに調整するというふうな形で記載されていますが、18ページ以降になりますと、合併後、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に統一した基準等を定める。免除規定についてはというようなことで、何か18ページ、19ページと、16ページのこのへんが、整合性がどうかと思います。

合併後と合併までにと、それはどちらが正しいでしょうか。

○議長（水上三珠町長）

それでは、専門部会のほうでこの説明をできますか。

では事務局のほうではどうですか。

○事務局（原川事務局長）

それでは、お答えします。

合併までに統一するということは、合併後では間に合わないということでございます。それから、合併後において調整するということは、合併後において調整すれば可能という、そういったことでございます。

よろしいでしょうか。

○六郷町委員（樋川良水委員）

16ページには合併までに可能な限り統一する、17ページ、18ページでは、合併後に統一した基準だと、これはこれと関わる問題ですか。書いてありますよね。ですから、そうすると、16ページと18、19ページとは、言っていることが違うではないかと。

（議事進行の声）

○議長（水上三珠町長）

協議第22号について、討議しているわけですから、取り下げましたから、そちらの説明は結構です。

ほかに22号の財産、債務についての取扱いについての質疑を続けますが、どなたかございますか。

（なし）

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第22号については、提案のとおりとすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第22号は提案のとおり承認されました。

続いて、協議第23号 各種団体への補助金の取扱いについて、質疑を受けたいと思います。

どうぞ。

○市川大門町委員（立川貴委員）

市川大門町の立川ですが、補助金の調整方針は、よく事務局でポイントを集約して、まとめていることに感謝いたします。私は私なりに、この調整方針をさらに補強するために、意見を若干、述べさせていただきます。

調整方針の中で合併後、審査委員会を構成し、見直しの検討に取り組む方針であります。今日の会議に提出されました、補助金の資料によりますと、三珠・市川・六郷町、合計で1億3,629万3千円と、多種多様にわたり多い金額になっております。この補助を出す前に、やっぱりこの福祉とか教育とか、あるいは保育とか、また文化の面で町の諸活動の中で、住民生活に密着している問題も含めて、頭をひねって出されている補助金ではないかと思いますが、今後、このほかの補助金の問題等も含めて、合併後に実績や活動状況を十分、精査しまして、内容によっては、削減を視野に入れた見直しが必要ではないかと思いますが。

先ほど申しましたように、住民生活に密接に結び付いた、福祉とか教育、保育、文化面などの

団体や、活動の補助金がすべて指摘するわけではありませんが、今後、行政の指導とアドバイスによって、補助金に頼らないで、会費やあるいは寄付金などを財源として、運営する団体の構築なんかも、積極的に行政のサイドで指導していく必要があるではないかと思います。

財政状況が厳しい折でございますので、こういった問題も含めて、合併後における課題として、私の意見として提案させていただきます。

以上でございます。

○議長（水上三珠町長）

要望事項として処理いたしたいと思います。

ほかにございませんか。

（ な し ）

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第２３号については、提案のとおりとすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第２３号は提案のとおり承認されました。

続いて、協議第２４号 使用料及び手数料の取扱いについて、質疑・ご意見を承りたいと思います。

（ な し ）

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第２４号については、提案のとおりとすることに異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第２４号は提案のとおり承認されました。

続いて、協議第２５号 地方税の取扱いについて、質疑・ご意見を承ります。

（ な し ）

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第２５号については、提案のとおりとすることに異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第２５号は提案のとおり承認されました。

続いて、協議第２６号 その他の税事業の取扱いについて、質疑・ご意見を承ります。

はい、どうぞ。

○六郷町委員（樋川良水委員）

六郷町の樋川です。

先ほどは、大変、失礼いたしました。

その他の税の事業の取扱いの中での、いわゆる納期前納付に対する報奨金の取扱いについて、伺いたしたいと思います。

市川大門町では、すでに廃止をしておる。六郷町においても１７年度に廃止をするというよう

なことで、これは廃止というようなことで、調整方針が出ております。しかし、各町にそれぞれ歳計現金がたくさん余裕金があるとすれば、これは話が別ですが、歳計現金の不足を生じたときには、金融機関から一時借りをして支払いをするというふうなことからすれば、当然、相手に利息を払わなければならないというふうなこともあります。そういう面からすれば、早期納税・早期徴収というようなことが、望ましいのではないかと、こんなふうに思っております。

その表の下の方に、地方税法第321条、第365条の中では、交付してもよろしいというふうなことが、記入してありますよね。納税者に交付することができる。しなければならないではなく、交付できる。ですから、私はそういう奨励の面からすれば、私は残しておいて、前期納税者には、いわゆる報奨金を交付してもいいのではないかと、こんなふうに思います。それについて、お伺いしたいと思います。

○議長（水上三珠町長）

専門部会でご答弁をお願いします。

○専門部会長（市川大門町 渡辺総務課長）

専門部会の渡辺でございます。

納期前納付に対する報奨金につきましては、サラリーマン、いわゆる特別徴収者との兼ね合いも検討、協議した結果、このたびの調整方針といたしたものでございます。

○議長（水上三珠町長）

いいですか、どうぞ。

○六郷町委員（樋川良水委員）

私も昔、その仕事をしたことがあります。ですから、この特別徴収義務者に対しての、仕事の複雑さということについては、私も理解しております。しかし、それはそれ。一般納税者や一般町民、市民は、いわゆる町のためというか、4回払うのは1回だというような中で済ませる、そのための報奨制度があるのだから、それはそれで支払っていただきたいと。

それから、特別徴収義務者について、うんぬんはこれは別の問題というふうに、私は分けて考えるべきではないかと思えます。

○議長（水上三珠町長）

樋川さんの要望につきましては、どう取扱いましょうか。

ここで、専門部会へ差し戻して、継続としますか。

あるいは専門部会で、もう1回ちゃんと答弁しなさいと、どうですか。

○事務局（長澤局員）

それでは、お答えさせていただきます。

確かに、年度当初にお金がたくさん入るといっても、町としては事業の運営に対して、大切なことだと思っております。ただ、その報奨金は何百万円という形で出ております。その税の割戻し的な金額を出すよりは、納税をしていただくというのは、お金をもらうから納税するという意識ではなくて、納税というのは義務ですよね。その義務を逆に奨励といいますか、その喚起をさせるような方向でやっていく。

ただ、お金は何百万円も出ているということで、町の財政を圧迫しているということで、そのへんについては、縮小していきましようという考えのもとに縮小して、あるいは市川大門町はなくなったということです。

○六郷町委員（樋川良水委員）

それは、役場側の考え方ですね。法律では、そんなことはどこも言っておりません。例えば、

今、言う、一時借りをしたということを考えてみてください。全然やらないと言うのなら、話は別ですが、恐らく一時借りをしていると思います。そのときの利息等々を考えた場合には、私は法に沿った処置をしていただきたいと思います。

どうしても駄目だというならば、これはやむを得ませんが、私はそういう考え方です。

○事務局（長澤局員）

することもできるし、しないこともできるわけですね。そして町の考え方、先ほど言ったように、市川大門町としてはそういう廃止の方向でいったと。3町で協議をしていく中で、金額も多いですから、では市川に合わせて減額をしていきたいと思います、そういう内容で3町で話し合った結果です。

○六郷町委員（樋川良水委員）

それは、自分たちの都合のいいような考え方ですね。

はい、終わります。

○議長（水上三珠町長）

樋川さんのご意見に賛同の方ありますか。

なければ、ここでもってお諮りしますが。

協議26号 その他の税事業の取扱いについてお諮りします。

協議第26号については、提案どおりとすることで、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

では、そういうことで決定させていただきます。

ありがとうございました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時03分

○議長（水上三珠町長）

再開します。

続いて、民生教育小委員会に付託してありました、協議第27号から協議第34号まで、一括して委員長より報告をお願いいたします。

○民生教育小委員会委員長（秋山詔樹委員長）

民生教育小委員会委員長の秋山でございます。

それでは、ご説明させていただきます。

第1回民生教育小委員会の委員長報告をいたします。

去る10月5日に開催した、第1回民生教育小委員会において、意見が集約されました。8項目について、調整方針を報告いたします。

それでは、民生教育小委員会資料の2ページをお開きください。

それでは2ページから4ページについて、ご説明をさせていただきます。

協議第27号 合併協定項目第22 国民健康保険の取扱いについてを報告します。

国民健康保険税についてですが、国民健康保険は市町村が行う公益事業で、町村の事務の中では、独立的な性格があり、法律に基づき特別会計を設けて、独立採算性で経理されています。保険税率も原則的に、この特別会計の中で、加入者の医療費に応じて決められる制度となっています。賦課形態ですが、3町とも所得割額・資産割額・均等割額・平等割額の4方式の賦課形態を

とっていますので、新町も4方式をとるものです。

次に税率ですが、賦課形態で説明した4区分の税率は、3町において違いがあります。そのうち所得割額・資産割額には大きな違いはありませんが、均等割額・平等割額において、三珠町と市川大門町・六郷町の間に大きな違いがありますので、合併年度は旧町の税率とし、合併翌年度より税率を統一し、健全な事業運営が行えるよう、適正な率を定めるものです。

また、軽減割合は三珠町が6割、4割軽減、市川大門町・六郷町が7割、5割、2割軽減の制度が適用となっています。この軽減制度は、均等割額と平等割額の合計、いわゆる応益割額の全体の総額に対する割合により、所得のない、または低所得者の方の均等割額と平等割額の総額を、所得に応じて保険税を軽減する措置ができる制度です。このようなことから、新町において定める税率により、平準化を行い、より有利な7割、5割、2割軽減となるよう、税率を調整するものです。

次に基金ですが、各町の平成15年度末の保有額は、三珠町が4,246万7千円で、被保険者1人当たり2万4,128円、市川大門町が1億9,328万1,394円で、被保険者1人当たり4万2,386円、六郷町は2億5,605万円ですが、平成16年度に1億3千万円の取り崩しを計画していますので、取り崩し後では基金が1億2,605万円で、被保険者1人当たり6万9,068円と3町とそれぞれ異なっていますが、国民健康保険財政調整基金は、急激な医療費の変化に対応し、国保財政の安定的な運営を図るために欠かせないものであります。

また、合併時まで各町の国保財政は、医療費の増額により、基金の変動が予想されますので、合併時の状況において、それぞれ持ち寄ることといたしました。

以上の状況を踏まえ、調整方針としまして、(1)国民健康保険税の賦課形態は4方式とする。税率については、合併翌年度より均一課税とし、新町において健全な国民健康保険事業運営を行えるよう、適正率を定める。軽減割合については、新町において定める税率において、平準化を行い7割、5割、2割軽減となるよう調整する。(2)国民健康保険財政調整基金については、合併時に全額持ち寄る、というものです。

以上が、国民健康保険の取扱いについての報告です。

次に、資料の5ページをお願いいたします。

それでは、5ページから8ページについて説明を行います。

協議第28号 合併協定項目第24-7 窓口業務の取扱いについてを報告します。

住民基本台帳関係手数料は、地方自治法第227条により、特定の者のためにするものにつき、手数料を徴することができるとし、条例で手数料を定め徴収するものですが、住民票の謄本と印鑑登録証の交付を除いて、他はすべて3町とも同額です。住民票の謄本は3町とも1件300円ですが、三珠町と市川大門町は1枚増えるごとに50円、増えることになっていますが、六郷町は300円のままであります。これは、表右側の具体的調整方針(案)のとおり、市川大門町・三珠町の例によることといたします。印鑑登録証の交付については、三珠町は無料、市川大門町は新規登録が300円、紛失等で再交付の申請があった場合でも、新規登録として300円となっています。六郷町は、新規登録は無料で再交付は300円となっています。印鑑登録証の交付は、これを必要とする特定の方のためであることから、市川大門町の例によることとしています。

以上の状況を踏まえ、調整方針として(1)住民基本台帳関係手数料は、合併時に統一するというものです。以上が窓口業務の取扱いについての報告でございます。

次に9ページをお開きください。

9ページから15ページを説明いたします。

協議第 29 号 合併協定項目第 24 - 24 学校教育の取扱いについてであります。

各町の教育委員の定数、任期については表のとおりとなっております。参考に関係法令を記載してあります。

次に 10 ページをお開きください。

義務教育の施設状況についてでございます。各町の小中学校の状況、整備事業計画を記載してあります。

次に 12 ページをお開きください。

育英事業についてでございます。各町とも実施しておりますが、六郷町では貸付になっております。13 ページには、各町の条例の抜粋を記載してあります。

次に 14 ページ、町単教員についてでございます。各町とも、さまざまな理由により、町単教員を採用しております。調整方針としましては、9 ページに戻っていただきたいと思います。

1. 教育委員の定数については、地方教育行政法第 3 条を適用し 5 人とする。
2. 委員の任期については、地方教育行政法第 5 条を適用し 4 年とするが、最初に認定された委員の任期は、同法施行令第 20 条を適用するものとする。
3. 義務教育の施設については、現状のまま新町に移行し、当分の間、現学校数とする。
4. 新町において、耐震度の危険状況、建築年次を考慮した計画的な施設整備を行う。
5. 育英事業については、新町において新たな制度の構築を検討する。ただし、市川大門町・六郷町における育英事業については、新たな制度ができるまで、現行のまま新町に引継ぐ。
6. 町単教員については、教育水準が低下しないよう制度を維持し、新町において配置計画を設置する。

という方針であります。

以上が学校教育の取扱いについてであります。

次に、16 ページをお開きください。

16 ページから 19 ページを報告します。

協議第 30 号 合併協定項目第 24 - 25 給食業務の取扱いについてであります。

各町ともセンター方式であります。将来には委託に向けて検討するとしております。市川大門町のみ、私立の幼稚園への配食を行っております。

17 ページをお開きください。

給食費、調理食数を記載してあります。給食費については、金額にわずかな差があります。調整方針としましては、16 ページに戻っていただきたいと思います。

1. 施設は当分の間、現行どおりとする。ただし、将来的に施設整備等、考慮する中で配食区域の見直しや、委託に向け検討する。
2. 私立幼稚園（市川大門町）への配食は、新町において見直しを図るよう検討する。
3. 給食費については当面、現行どおりとする。ただし、新町においては、施設整備等の見直しに合わせて、統一した単価の設定を行うものとする。

という方針であります。以上が給食業務の取扱いについてであります。

次に 20 ページをお開きください。

20 ページから 28 ページを報告いたします。

協議第 31 号 合併協定項目第 24 - 26 社会教育の取扱いについてであります。

社会教育委員の任期・人数ですが、各町において任期・人数に差があります。委員数の内訳については、備考欄をご覧ください。

次に 22 ページをお開きください。

成人式についてでございます。平成 15 年度実績を記載してあります。

次に 23 ページをお開きください。図書館についてでございます。各町とも設置されており、三珠町・市川大門町の図書館には、電算システムが構築されています。

次に 25 ページをお開きください。

社会教育施設等の使用料についてでございます。各町の中央公民館、町民会館について記載してあります。施設により多少の差があります。

次に 26 ページをお開きください。

社会教育関係団体等の補助金についてでございます。3 町において類似団体があり、金額についても差があります。調整方針としまして 20 ページに戻っていただきたいと思います。

- 1．社会教育委員・公民館運営審議会委員・分科会審議会委員については、それぞれ 15 名とし、任期は 2 年とする。（文化財審議会委員については、合併後、必要に応じて定数を見直す。）
- 2．青少年育成推進委員については、各地区育成会の代表者が兼ねる。
- 3．青少年育成カウンセラー及び社会教育指導員については兼務とし、当面、旧町 1 名ずつ計 3 名とする。
- 4．成人式については、新町において統合して行う。
- 5．図書館については、市川大門町立図書館を本館、三珠・六郷町立図書館を分館とする。これは補助金を受けるための措置でございます。
- 6．新町において、住民ニーズを把握する中で、必要な機能を備えた図書館を含めた、統合学習会館（仮称）の設置を検討する。
- 7．合併後に図書館の電算業務システムを統合する。
- 8．社会教育施設使用料については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に統一した算定方法等により調整する。
- 9．使用料の免除規定については、類似施設で相違のないよう、合併までに統一した基準を定める。利用時間は、三珠町・六郷町の例による。
- 10．各種事業団体等への補助金については、従来からの経緯、実情等を考慮し、合併後、同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- 11．独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、新町域全体の均衡を保つように調整する。
- 12．整理統合できる補助金等については、統廃合するよう調整する。

という方針であります。以上が社会教育の取扱いであります。

次に 29 ページをお開きください。

29 ページから 32 ページまでを報告します。

協議第 32 号 合併協定項目第 24 - 27 公民館の取扱いについてであります。

各町の公民館において、多彩な事業を行っております。市川大門町のみ、地区公民館に職員を配置しております。六郷町の公民館については、自治公民館だけの設置となっております。31 ページには、各町の公民館の利用状況を記載してあります。調整方針としまして、29 ページに戻っていただきたいと思います。

- 1．六郷町民会館を六郷中央公民館に位置付ける。
- 2．新町において中央公民館を設置し、現行の各町中央公民館は地区館として公民館事業を行う。六郷町の中央公民館への位置付けについては、2 つ目の調整方針と関連するわけですが、新町発

足までに、中央公民館に位置づけしたあと、3町のうち1つの中央公民館を新町の中央公民館にし、残る2町の中央公民館を地区公民館にするということです。

3つ目の調整方針としまして、

3. 中央公民館及び地区館の管理運営は、当面、地域の実情を考慮し、現行のとおりとするが、新町において調整する。三珠町・市川大門町の自治公民館は、現状のまま新町に引継ぐ。六郷町の公民館は、実情は自治公民館であるため、現在の公民館補助金は合併後、廃止の方向で検討する。これにつきましては、現在、三珠町・市川大門町の自治公民館については、補助金を出しておりませんので、六郷町についても合併後、廃止の方向で検討するということです。

4つ目の調整方針として、

4. 公民館事業は現行のとおり新町に引き継ぎ、必要に応じて新町において調整する。

という方針であります。以上が公民館の取扱いについてであります。

次に33ページをお開きください。

33ページから37ページを報告いたします。

協議第33号 合併協定項目第24-28 文化財及び芸術の取扱いについてであります。

35ページまで、各町の国・県・町の文化財を記載してあります。36ページには、先進事例を記載してあります。調整方針としましては、33ページに戻っていただきたいと思います。

指定文化財については、現行のまま新町へ引き継ぐという方針であります。以上、文化財及び芸術の取扱いについてであります。

次に38ページをお開きください。

38ページから49ページをご報告します。

協議第34号 合併協定項目第24-29 社会体育の取扱いについてであります。

体育指導員等についてでございます。3町において、人数には差がありますが、体育指導員が配置されております。任期は各町とも2年です。スポーツ振興審議会については、六郷町では設置されていません。体育指導員は非常勤職員として、積極的に企画運営等に携わっていることや、地域のリーダー的存在であり、社会体育の振興には欠かせない存在で、合併後も最大限の委員数を確保する必要があるため、30人以内としました。

次に40ページをお開きください。

体育協会についてでございます。予算、加入団体等、記載してあります。活動内容、補助金に差があります。参考に41ページに先進事例、42ページに組織図を記載してあります。

次に43ページをお開きください。

社会体育施設及び学校施設についてであります。46ページまで、各町の施設の利用状況、使用料について記載しております。参考に47ページに先進事例を記載してあります。

次に48ページをお開きください。

社会体育関係団体等の補助金であります。各町とも体育協会への補助金、関係事業への補助金等にばらつきがあります。調整方針としまして38ページに戻っていただきたいと思います。

1. 新町の体育指導員の数は30人以内とし、新町の人口を加味し、合併後、統一に向けて調整を図る。

2. スポーツ振興審議会委員については、新町において設置し、委員数は10人以内とする。

3. 体育協会については、統合に向け調整を図り、新町において設立する。

4. 社会体育施設等の開放については、学校施設も含め現行どおりとし、サービス内容を調整の上、継続実施する。

- ５．社会体育施設使用料等については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に統一した算定基準等を設定し、調整を図る。
- ６．使用料の免除規定については、類似施設で相違のないよう、合併までに統一した算定基準を設定し、調整を図る。
- ７．各種事業、団体等への補助金の取扱いについては現行どおりとし、従来からの経緯、実情等を考慮し、新町へ引き継ぎ見直しを行う際に調整を図る。
- ８．同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- ９．独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、新町全体の均衡を保つよう調整する。
- １０．整理統合できる補助金等については、統廃合するよう調整する。

という方針であります。以上が社会体育の取扱いについてであります。

以上、民生教育小委員会の協議第２７号から３４号の８案件につきましては、当小委員会で確認されました。調整方針を報告させていただきました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（水上三珠町長）

報告が終わりました。

協議項目が８項目ありますので、１項目ずつ協議してまいります。

まず、協議第２７号 国民健康保険の取扱いについて、質疑・ご意見を承ります。

どなたかご意見ございますか。

（ な し ）

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第２７号について、提案のとおりとすることに異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第２７号は提案のとおり承認されました。

続いて、協議第２８号 窓口業務の取扱いについて、質疑・ご意見を承ります。

これもありませんか。

（ な し ）

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第２８号については、提案のとおりとすることに異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第２８号は提案のとおり承認されました。

続いて、協議第２９号 学校教育の取扱いについて、質疑・ご意見を承ります。

ありませんか。

（ な し ）

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第２９号については、提案のとおりとすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第29号は提案のとおり承認されました。

続いて、協議第30号 給食業務の取扱いについて、質疑・ご意見を承ります。

(なし)

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第30号については、提案のとおりとすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第30号は提案のとおり承認されました。

続いて、協議第31号 社会教育の取扱いについて、質疑・ご意見を承ります。

ありませんか。

(なし)

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第31号については、提案のとおりとすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第31号は提案のとおり承認されました。

続いて、協議第32号 公民館の取扱いについて、質疑・ご意見を承ります。

はい、どうぞ、立川さん。

○市川大門町委員(立川貴委員)

先ほど、小委員会の委員長のほうから調整方針が出されて、基本的に私も小委員会の一人でございますので、当然この方針に従わなければなりません、調整方針の2項に、新町において中央公民館を設置し、現行の各中央公民館は地区館として公民館事業を行う、この設置問題で私の考えを報告しまして、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

新町の中央公民館設置に関して、新町の中央公民館をこれから建設するということは、特例債の問題もありますけれども、財政が厳しい折、既存建物を活用することが肝要ではないかと思えます。

3町の現存する公民館の建物の延べ面積を資料で見てみた場合、三珠町の総合福祉センターが1,250平方メートルで、坪数に換算して378.78坪ですね。そして市川大門町の、この中央公民館が2,323平方メートルで703.93坪と。そして六郷町の公民館で、一番大きいのが楠甫の公民館で209平方メートル、63.33坪です。

以上の観点から考慮してみると、市川大門町が三珠と六郷町の間位置し、新町における全体行事に参加しやすい利便性ですね、例えば六郷に持っていった場合は、三珠の人たちは市川を飛び越えて六郷に行かなければならないと。三珠へ持っていった場合は、六郷の人たちは市川を飛び越して三珠へ行かなければならないという問題もありますし、さらに公民館の収容能力の面でみても、現在のこの公民館を地区館と併設して、不備なところは改修工事を行いまして、中央公民館として活用すればいいではないかと。

しかし、この意見に対して、小委員会では一極集中制があるではないかという委員の意見もあ

りまして、先ほど新事務所の方向にもありますように、庁舎は分庁方式をとって、合併の不公平さをなくすという方針でございますので、総合的利便性とその機能を考えて、やっぱりそのところに直視して、今後の検討課題としていったらどうかと、私個人としては考えているわけでございます。

以上でございます。

○議長（水上三珠町長）

要望として承ります。

はい、どうぞ。

○三珠町委員（有泉勝廣委員）

調整方針に全面的に賛成です。今の中央公民館は、これから考えることで、今ここで意見は自由ですが、ここで考える必要はないと思います。

以上です。

○議長（水上三珠町長）

質疑を終わってもよろしいですか。

はい、どうぞ。

○六郷町委員（樋川良水委員）

六郷町の樋川でございます。度々すみません。

調整方針の中で3番の、2行ありますが下の行で、六郷町の公民館について、実情は自治公民館であるということですが、六郷町には、中央公民館を含めまして17あります。17あって、これも町の条例で公民館をということで、位置付けられております。これの補助金がなくなるといことなると、合併が進んでいるこれまでの過程の中で、各地域の中にそういう話は一言も出ておりませんし、また地域の住民も、まさか自分のところの公民館が、こんな羽目になるであろうということは、夢にも思っておらないでしょう。私もそうでした。これを見て、あっと思いました。困ったなと、これからの公民館の運営をどうしたらいいのか、自分たちで金を出してやればいいのかといえ、そのとおりです。

三珠町が出ていない、市川が出ていないから六郷町もそうだということですが、それはそれ。私も、急にそんなことを言われたのなら、合併をした、幕が開けた途端に、ワンツーパンチをくって、もうそれで終わりだということでは、私もちょっと今までの合併の説明をしてまいった過程の中からして、ちょっと私、自分自身を許せないし、また町民もこの話を、すんなりと受け入れてくれるか、どうかというふうに私は思っております。

財政的な問題で、現在こういう中で厳しくなるということは非常に認識はしておりますが、このへんはぜひもう1度、小委員会でもってのご再考をお願いしたいと、私は思っております。

以上です。

○議長（水上三珠町長）

ただ今、樋川さんから小委員会で継続して審議してほしいという声が出たわけですが、いかが取り扱いますか。

支持する声もあまりないようですが、調整案どおりでいいですか。

○六郷町委員（樋川良水委員）

そうですね、これが民主主義の原理だと思っております。残念です。

部落にまた、それぞれ地元に帰ったときに、これを話すタイミングといいますが、話す方法といいますが、非常に苦しい話になると思います。

以上です。

○議長（水上三珠町長）

ご意見として承るということで、調整案どおりに・・・。

では、質疑を終わっていいでしょうか。

（はいの声）

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第32号については、提案のとおりとすることに異議ありませんか。

（異議なしの声）

では、多数決でそのように決めさせていただきます。

異議なしと認めます。

よって、協議第32号は提案のとおり承認されました。

続いて、協議第33号 文化財及び芸術の取扱いについて、質疑・ご意見を承ります。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第33号については、提案のとおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第33号は提案のとおり承認されました。

続いて、協議第34号 社会体育の取扱いについて、質疑・ご意見を承ります。

（ な し ）

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第34号については、提案のとおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第34号は提案のとおり承認されました。

続けてまいります。

建設産業小委員会に付託してありました、協議第35号から協議第42号まで、一括して委員長より報告をお願いいたします。

○建設産業小委員会委員長（依田洋澄委員長）

建設産業小委員会委員長の依田でございます。

建設産業小委員会におきましては、平成16年8月24日、第1回小委員会を開催し、確認されました8項目の調整方針（案）につきまして報告いたします。

それでは、建設産業小委員会資料の2ページをお開きください。

協議第35号 合併協定項目第11 財産区及び財産管理会の取扱いについてであります。

財産区等の現状は、2ページから4ページに、それぞれ記載されていますが、三珠町では1管理会および5保護組合、市川大門町におきましては3財産区、2保護組合、および1管理会が存在しています。財産区は旧村単位の財産を保護するため、独立の法人格を持つ特別地方公共団体

であります。このことより、2ページであります。調整方針としましては、財産区・財産管理会および財産保護組合は、それぞれ現行のとおり新町へ引き継ぐという方針（案）であります。参考に5ページに財産区制度についての説明と、6ページには先進事例を記載してあります。

次に8ページをお開きください。

協議第36号 合併協定項目第24-16 農林土木事業の取扱いについてであります。

農道および林道の現状ですが、右側の備考欄をご覧ください。農道につきましては3町の合計で255路線、9万7,635メートル、林道は5路線、8,614メートルであります。また、次の9ページをご覧ください。農道および林道の整備計画であります。こちらには主要な計画が記載され、3町で16路線の農道と4路線の林道が計画されているところであります。

8ページにお戻りください。

調整方針としましては、

1. 農道及び林道は、現行のとおり新町へ引き継ぎ維持管理する。
2. 農林道整備における継続中の事業は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、随時、調整を図り事業を実施する。

という方針（案）であります。

次に11ページをお開きください。

協議第37号 合併協定項目第24-17 農林業振興事業の取扱いについてであります。

農業関係補助金ですが、営農指導補助金をはじめ、三珠町では4種類、市川大門町では3種類、六郷町では1つがあります。12ページには、農漁関係の補助金と営農団体への補助金、また13ページには転作関係と林業関係の補助金と、各種補助金が存在しております。補助金については、原則的には現行のとおり新町へ引き継ぐものでありますが、同種あるいは同一の補助金については、関係機関や関係団体の理解と協力を得て、統一するものであります。また13ページにあります、転作関係の水田農業構造改革事業補助金は、国の事業に関わる補助金であります。

次に14ページをご覧ください。

鳥獣害対策であります。ご覧のとおり、防除事業および有害駆除につきましては、受益者の負担額や駆除奨励金が、町ごとに異なっています。また、防除事業につきましては、県の補助事業を活用したいと考えています。

次に15ページをご覧ください。

畑地かんがい事業であります。これは三珠町だけの事業で、すでに行われている事業であります。次の農業振興施設であります。三珠町に2施設、市川大門町に2施設および六郷町に1施設の、計5施設が存在いたします。

11ページにお戻りください。

調整方針としましては、

1. 農林業振興に関する補助金は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、同種の補助金は関係団体の理解を得て、統一する方向で調整する。また、水田農業構造改革事業は国の事業であり、新町においても継続する。

2. 鳥獣害防除事業は県の補助事業を活用し、各町の実情を考慮し、合併までに調整し、組織の統合及び補助基準を統一する。

3. 畑地かんがい事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

4. 農業振興のそれぞれの施設は、現行のとおり新町へ引き継ぎ維持管理する。

以上の4項目が農林振興事業の取扱いについての方針（案）であります。参考に16ページに先

進事例を記載してあります。

次に 18 ページをお開きください。

協議第 38 号 合併協定項目第 24 - 18 商工観光事業の取扱いについてであります。

商工観光関連の補助金であります。商工会をはじめ各種団体へ多種多様な補助を行っております。また、先ほど農林業振興事業の取扱いの補助金のところで申し上げましたが、原則的に補助金は、現行のとおり新町へ引き継ぐものでありますが、同種あるいは同一の補助金については、関係機関や関係団体の理解と協力を得て、統一するものであります。また、単独の補助金については、従来の実績等を尊重しつつも、全体的に均衡を保つ必要があります。

次に 20 ページをご覧ください。

金融制度の小口融資資金促進制度であります。3 町にそれぞれ制度がありますが、貸付条件が異なっています。また、勤労者生活安定資金預託制度につきましては、市川大門町のみでありますが、中小企業の経営安定と、勤労者の生活安定を図る必要があります。

次に 21 ページをご覧ください。

商工観光関連施設であります。三珠町には歌舞伎文化公園、市川大門町には大門碑林公園、六郷町には地場産業会館と 3 カ所の施設があり、施設ごとに料金や営業時間などが異なっており、合併と同時にすべてを統一することは困難であります。

次に 22 ページをご覧ください。

商工観光に関するイベントであります。三珠町のぼたんの花まつり、市川大門町の神明の花火、六郷町の印章祭は、各町の特色を生かしたイベントでありますので、継続していくべきと考えています。

18 ページにお戻りください。

調整方針としましては、

1. 商工観光に関する補助金は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、同種の補助金は関係団体の理解を得て統一する方向で調整する。
2. 小口融資資金促進制度・勤労者生活安定資金預託制度は、市川大門町の例により統一する。
3. 商工関連施設は現行のとおり新町へ引き継ぎ、今後の運営方法を検討し、必要に応じて調整する。
4. 商工観光に関するイベントは、各地区の特色を生かしたものであるもので、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

以上 4 項目が、商工観光事業の取扱いについての方針（案）であります。参考に 23 ページに先進事例を記載してあります。

次に 25 ページをお開きください。

協議第 39 号 合併協定項目第 24 - 19 温泉施設の取扱いについてであります。

温泉施設は、三珠町に「みはらしの丘・みたまの湯」と、六郷町には「つむぎの湯」の 2 つの施設があります。みたまの湯につきましては観光的な施設で、つむぎの湯は福祉的な施設であると考えられます。また、みたまの湯では、指定管理者制度を導入しております。このことより、2 つの施設の料金や営業時間などの運営体系を統一することは困難であります。以上のことより、調整方針としましては、温泉施設は現行のとおり新町へ引き継ぎ、運営形態は新町において調整するという方針（案）であります。参考に 26 ページに、指定管理者制度についての説明と、27 ページには先進事例を記載してあります。

次に 29 ページをお開きください。

協議第40号 合併協定項目第24-21 公営住宅の取扱いについてであります。

町営住宅につきましては、3町にそれぞれ町営住宅があり、3町の合計で7団地、188戸があります。また市川大門町の富士見団地と、六郷町の岩間団地にそれぞれ建て替え計画があります。このことより、調整方針としましては、

1. 町営住宅は現行のとおり新町へ引き継ぐ。また、市川大門町の公営住宅法にない住宅（引揚げ者住宅）も同様に新町へ引き継ぐ。

2. 町営住宅の設備計画は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

という方針（案）であります。参考に31ページに先進事例を記載してあります。

次に33ページをお開きください。

協議第41号 合併協定項目第24-22 上水道事業の取扱いについてであります。

水道施設の現況であります。上水道施設は市川大門町のみの1カ所、簡易水道施設は三珠町に2カ所、市川大門町にも2カ所、六郷町には3カ所で、三珠町に1カ所の営農飲雑用水施設の3町で9施設があります。また、市川大門町の上水道は、企業会計でほかの簡易水道および営農飲雑については、特別会計となっています。参考に38ページに上水・簡水・営農飲雑等の事業内容や、用語の定義を記載してあります。

次に整備計画についてであります。それぞれ3町で配水管の布設替えや下水道工事に伴う布設替えなどの計画があります。

次に34ページをご覧ください。

加入者負担金であります。負担金は3町それぞれが異なっています。また、三珠町においては施設ごとに異なっているという状況であり、六郷町では口径ごとの金額が定額であります。加入者負担金は水道を使用する権利を、受益者が負担する意味合いから、統一する必要がありますので、市川大門町の例により、備考欄の表のとおり統一するものであります。

次に35ページをご覧ください。

水道使用料であります。3町で料金体系が異なり、施設間におきましても異なっております。また、三珠町においては、定額料金の施設があり、量水器を事業の実施以来、交換していない状況であります。このようなことより、合併と同時に料金を統一することは困難でありますので、合併後3年以内に料金統一の素案を作成し、その後、周知期間を経て5年をめどに統一を図る必要があると考えます。

次に36ページをご覧ください。

量水器使用料であります。三珠町では買取方式ということで、徴収はしていませんが、市川大門町と六郷町においては、量水器使用料を徴収しています。量水器は、耐用年数を経過することと交換する必要があり、買取方式より使用料徴収方式のほうが、より実態的でありますので、市川大門町の例により、備考欄の表のとおり統一するものであります。

次に37ページをご覧ください。

工事等に関わる手数料であります。三珠町では給水装置工事業業者指定手数料とほか1件、市川大門町では同手数料とほか4件、六郷町では同手数料1件の各手数料を徴収していますが、すでに市川大門町において、5種類の手数を徴収していることより、備考欄のとおり市川大門町の例により、統一するものであります。

33ページにお戻りください。

調整方針としましては、

1. 水道施設は現行のとおり新町へ引き継ぎ維持管理する。

2. 施設整備計画は、現行のとおり新町に引き継ぎ、随時、調整を図り事業を実施する。
3. 加入者負担金・量水器使用料は、市川大門町の例により統一する。
4. 水道使用料は現行のとおり新町へ引き継ぎ、合併後5年以内をめどに料金を統一する。
5. 工事等に関わる手数料は、上水道・簡易水道・営農飲雑用水、ともに市川大門町の例により統一する。

以上、5項目が上水道事業の取扱いについての方針（案）であります。参考に39ページに先進事例を記載してあります。

次に41ページをお開きください。

協議第42号 合併協定項目第24-23 下水道事業の取扱いについてであります。

下水道施設の現況であります。流域関連公共下水道は三珠町・市川大門町の2町、特定環境保全公共下水道は六郷町のみ、農業集落排水については、3町それぞれで事業を行っています。

次に42ページをご覧ください。

整備計画であります。すでにそれぞれの地区で供用開始しており、継続中の事業であります。参考に47ページに流関・特環・農集の事業内容や、用語の定義を記載してあります。

次に43ページをご覧ください。

受益者負担金及び分担金であります。流域関連公共下水道の三珠・市川および農業集落排水事業の三珠・市川で負担金の額が一致していますので、流関および農集の区域では、1平方メートル当たり310円とし、六郷町の特定環境保全公共下水道につきましては、すでに7割以上の地区で、1単位当たり15万円で分担金をいただいておりますので、今から新町の全域を統一することは困難でありますので、特環の区域は現状のとおり、1単位当たり15万円と考えました。

次に納期につきましては、3町でそれぞれ異なっていますので、分割納期回数の1番多い、市川大門町の例により、備考欄の表のとおり、それぞれ8月、11月、1月の3回、3年の分割とするものであります。また、一括納付報奨金は率もそれぞれ異なっておりますので、報奨金の率の1番良い市川大門町の例により、流関と農集は備考欄の表のとおり、1、2、3年ごとにそれぞれ2.7%、6.7%、11%として統一したいと思います。しかし、六郷町の特環につきましては、定額の15万円とすることより、平均率の6.7%に相当する1万円としてあります。

次に、負担金の徴収猶予と減免であります。48ページ、49ページをご覧ください。

猶予および減免につきましても、おおむね3町で一致していることより、市川大門町の例によりたいと思います。

次に、44ページをご覧ください。

下水道の使用料であります。流域関連公共下水道については、おおむね一致していますので、備考欄の表のとおり統一したいと思います。特環および農集の部分では、上水道事業の取扱いの際にも申し上げました、量水器の関係や上水道の検針数値を使用していることなどより、合併と同時に料金を統一することは困難でありますので、合併後3年以内に料金統一の素案を作成し、その後、周知期間を経て5年をめどに統一を図る必要があると考えます。また、量水器の使用料につきましては、上水道同様に三珠町では徴収してなく、市川大門町および六郷町で徴収していますが、耐用年数ごとに交換する必要がありますので、市川大門町の例により、備考欄の表のとおり統一するものであります。なお、下水道の量水器は、井戸などを利用している家庭のみであります。

次に45ページをご覧ください。

水洗便所改造助成制度については、市川大門町のみで、次の46ページの排水設備工事資

金幹旋制度は、市川大門町と六郷町、2町に制度があります。このそれぞれの制度は、下水道の普及を円滑に進めるため必要であることより、市川大門町の例により備考欄のとおりとするものであります。

41ページにお戻りください。

調整方針としましては、

1. 下水道施設は現行のとおり新町へ引き継ぎ維持管理する。
2. 継続中の事業は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、随時、調整を図り事業を実施する。
3. 受益者負担金及び分担金は、流域関連公共下水道及び農業集落排水は、市川大門町の例により統一する。また、特定環境保全公共下水道については、現在までの経緯を考慮して、分担金額は現行のとおり新町へ引き継ぎ、一括納付報奨金については、流域関連公共下水道の率を考慮して新たに設ける。ただし分担金の納期及び猶予・減免の基準は、市川大門町の例による。
4. 流域関連公共下水道の使用料は統一し、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、合併後5年以内をめどに料金を統一する。
5. 水洗便所改造助成制度及び排水設備工事資金幹旋制度は、下水道の普及を円滑にするため、市川大門町の例により統一する。

以上、5項目が下水道事業の取扱いについての方針（案）であります。参考に50ページに、先進事例を記載してあります。

以上が、建設産業小委員会の協議第35号から42号、8案件につきまして、当小委員会で確認されました調整方針（案）を報告させていただきました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（水上三珠町長）

報告が終わりました。

協議項目が8項目ありますので、1項目ずつ協議してまいります。

まず、協議第35号 財産区及び財産管理会の取扱いについて、質疑・ご意見を承りたいと思います。

どなたかありますか。

（ な し ）

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

協議第35号については、提案のとおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第35号は提案のとおり承認されました。

続いて、協議第36号 農林土木事業の取扱いについて、質疑・ご意見を承ります。

（ な し ）

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

協議第36号については、提案のとおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第36号は提案のとおり承認されました。

続いて、協議第３７号 農林業振興事業の取扱いについて、質疑・ご意見を承ります。
ありませんか。

（ な し ）

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

協議第３７号については、提案のとおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第３７号は提案のとおり承認されました。

続いて、協議第３８号 商工観光事業の取扱いについて、質疑・ご意見を承ります。

ありませんか。

（ な し ）

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第３８号については、提案のとおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第３８号は提案のとおり承認されました。

続いて、協議第３９号 温泉施設の取扱いについて、質疑・ご意見はございませんか。

（ な し ）

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

協議第３９号については、提案のとおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第３９号は提案のとおり承認されました。

続いて、協議第４０号 公営住宅の取扱いについて、質疑・ご意見を承ります。

（ な し ）

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

協議第４０号については、提案のとおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第４０号は提案のとおり承認されました。

続いて、協議第４１号 上水道事業の取扱いについて、質疑・ご意見を承ります。

（ な し ）

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

協議第４１号については、提案のとおりとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第41号は提案のとおり承認されました。

続いて、協議第42号 下水道事業の取扱いについて、質疑・ご意見を承ります。

(な し)

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第42号については、提案のとおりとすることに異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第42号は提案のとおり承認されました。

以上をもちまして、議事を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○司会（原川事務局長）

それでは、次に次第4のその他に入ります。

委員の皆様から、何かございましたら、ご発言をお願いします。

立川委員。

○市川大門町委員（立川貴委員）

市川大門町の立川ですが、議長にこの協議会の内容的な進め方について、要望したいのですが、各小委員会の報告がされまして、原案どおり承認されているということは結構でございますが、各小委員会において、各委員からこの方針に沿って、いろいろな提案とか意見があると思うんです。これが無視されたような形で報告されるのは、小委員会をやった意味もあまりないので、今後の進め方とすれば、そういった意見もあったということを、やっぱり報告の中に入れてもらって、今後の検討素材としていただくような、方策なんかも進めなければ。

ただ、原案をすらすら言って、承認されるということでは、小委員会をやった意味がないので、私は今後の進め方について、強くその点を議長に要望する次第でございます。私たちが加盟している会議においても、やっぱりそういう問題を重視してやっておりますので、その点をよろしく取り計らいをお願いしたいと思いますが。

○議長（水上三珠町長）

分かりました。

小委員会の議論になった点につきましては、少数意見なり、なんなりそれを別紙へ載せるような形で、全員に経過を十分、納得してもらうような努力をいたしたいと思ひますし、議長の運営につきましても、シナリオを読むばかりでなく、皆さんの意見をできるだけ吸い上げるようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

○司会（原川事務局長）

樋川委員さん。

お願いいたします。

○六郷町委員（樋川良水委員）

六郷町の樋川です。

終わる前に、大変申し訳ございません。

10月4日の山梨日日新聞に、特例延長で期日変更つぎつぎというような記事の中で、合併をする時期に、要すれば10年の特例債の交付金が、11年受けられるではないかというふうな記事が出ておりまして、その記事とこの本町の合併を重ねてみましたが、ちょっと私、理解をしき

れない点がたくさんありますので、事務局の方にこのへんのご説明を、できればしていただきたいと、こんなふうに思いました。

以上です。

○司会（原川事務局長）

それでは、菊島次長のほうからお答えさせていただきます。

○事務局（菊島次長）

ただ今の樋川委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

10月4日、委員の皆様方も合併に関わっていただいておりますから、記事は目にされていると思います。記事の大まかな内容は、今年の5月に衆院で合併特例法の一部改正法が可決されました。これまでは17年3月31日までに合併をしなければならないと、特例法は時限立法でありますので、3月までの合併。さらには、財政支援措置等も3月までに合併しないと、受けられないという内容の特例法でございました。

それが5月に一部改正法が可決されまして、施行されております。この中では17年3月31日、今年度末までに各町の議会で廃置分合について議決をして、県知事に廃置分合の申請を行った場合には現行の合併特例法が適用され、財政支援措置等も適用されるという形で、一部改正がなされたところでございます。

山日の10月4日の記事で言いますと、宮城県築館町など10町村とか、県外の例を挙げて、これまで17年3月14日から、3月31日までの間に合併するというような、各団体が17年4月1日に合併をしたいというふうな形で、いったん協議会が決定したり、あるいは調印までしたものを、変更して4月1日に変えた団体がいくつかありますよという記事なんですけれども、今、樋川委員のほうからご質問で、ではこの団体はどうなのかということですが、うちの場合は、17年の秋ということですから、今回のこの話題は、あまり影響がないといえますか、ほとんど影響がないということで、影響があるのは16年度末、つまり17年3月31日に合併を決めたとすれば、これは合併支援措置の中の、算定替えというものがあるのですが、普通交付税が、ここでいえば3町なんです、これまでの町の交付税額を合併の年、及びそれに続く10年間、ですから3月31日に合併するところについては、16年度の交付税の算定額が1日しかない。それから10年間が算定替えが保障されるということで、10年間と1日ですから、ほとんど10年間しか適用されないという勘定になるのですが、それを4月1日にしますと、合併年度が17年度になりますから、17年の合併の年度と、それに引き続く10年間ですから、18年から27年まで、つまり11年間、算定替えの措置が受けられるということで、そちらのほうが得ではないかということで、1日だけ年度をまたげば、得になるということで、こういう記事になっていると思います。

翻って、うちのケースで言いますと、17年度は半期ですが、それぞれの交付税の算定を受けます。9月から11月の間に合併しても、4月当初の計算の額が17年度は保障されると。18年度から10カ年、27年度までが特例措置を算定替えの措置を受けられるということで、10年と半年ということですから、さほどの影響はないというふうに、考えてよろしいかと思います。

以上でございます。

○司会（原川事務局長）

そのほか、ございませんでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、その他につきまして終了させていただきます。

それでは、閉会の言葉を本協議会副会長の遠藤六郷町長にお願いいたします。

○遠藤六郷町長

それでは、長時間にわたりまして、審議をいただきました。大変ご苦労さまでございます。

8月24日に建設産業小委員会が開かれまして、今日まで3つの小委員会が、第1回目の会議を開いてありまして、その結果が今日、報告されたわけですが、それぞれの委員会の委員長報告どおり承認されました。大変、ありがたく思っております。

この内容を見ますと、改めて3町の違いということが、浮き彫りになってまいりました。非常に小さな問題から、なかなか解決のできない大きな問題まで、長い間、それぞれの町村がそれぞれの施策を持ってやってきた結果だろうというふうに考えております。

しかしながら、我々は町民が合併して、そのメリットが実感できるような、そうした合併をこれからやっていかなければならない、やっていく必要があるだろうというふうに考えておりますので、これからも調整方針につきましては、そういう観点から、ご審議をしていただきたいと、こんなふうに考えています。

また、今日の審議の中で、新町の名称につきましては、継続審議ということになりました。非常に微妙な問題を組んでおりまして、いくつかの枠組みの中では、町名の問題でもって枠組みが壊れたというふうな事例もあると聞いております。我々もそうしたことがないように、これから時間をかけて、慎重に審議をしていく必要があるではないかというふうに考えておりますので、委員の皆さんのご協力を、改めてお願いをしたいというふうに考えております。

本日は大変、長い間、ご協議いただきましたことを、改めて御礼申し上げまして、閉会といたします。

ご苦労様でございました。

○司会（原川事務局長）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第3回協議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

なお、ご連絡でございますが、総務企画小委員会の委員さん、建設産業小委員会の委員さんにつきましては、資料のお渡しがございますので、その場にお残りいただきたいと思います。

閉会 午後 4時25分